

衆第百二十八回國議院全

政治改革に関する調査特別委員会議録

四六

平成五年十月二十五日(月曜日)
午後一時開議

補欠選任

資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)
政党助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについても、本人が承諾した場合を除き、宣誓または証言を拒むことができることになります。

中川 細田 秀直君
柳田 小沢 博之君
正森 一郎君
成二君 稔君
矢島 高木 松沢 町村 狩野
恒夫君 義明君 信孝君 勝君

補欠選任

稻葉	狩野	大和君
矢島	勝君	久野統一郎君
高木	谷垣	楨一君
松沢	町村	信孝君
義明君	恒夫君	成文君
正森	柳田	秀直君
成二君	小沢	中川
	細田	篠川
	白川	秀君
	博之君	齊藤斗志二君
	一郎君	勝彦君
	稔君	一郎君

本日の会議に付した案件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提
出第一号)

委員外の出席者

元全國朝日放人
送株式会社取締役報道局長
樺 証人補佐人 赤松 俊武君
特別委員会第二 田中 宗孝君
調査室長
提出第三号
政党助成法案(内閣提出第四号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(河野洋平
君外十七名提出、衆法第三号)
衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案(河
野洋平君外十七名提出、衆法第四号)

委員の異動
十月二十五日

以上の方を御承知おきください。
あなたは椿貞良君ですか

立願います。 証人に宣誓を求めるここといたします。 全員御起立では、法律の定めるところによりまして、

總員起立

○石井委員長 議院証言法第五条の三の規定によつて
りまして尋問中の撮影は許可しないことになつてお
りますので、これより椿貞良君の証言が終了す
るまで、撮影は中止してください。
それでは、椿貞良君、宣誓書を朗読してください。

宣誓書
良心に従つて、真実を述べ、何事もかくさず、
又、何事もつけ加えないことを誓います
平成五年十月二十五日

○石井委員長　宣誓書に署名捺印してください。
〔正〕宣誓書（署名捺印）

○石井委員長 全員、御着席を願います。

人の御発言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の

許可を得てなされるようお願ひいたします。

今まで結構でございますが、御発言の際は起立して発言をしてください。

なお、委員各位に申し上げます。
本日は、申し合わせの時間内で重要な問題について証言を求めるのでありますから、不規則発等、議事の進行を妨げるような言動のないよう御協力をお願いいたします。

○石井委員長 これより証人に対して証言を求
ます。

まず、委員長より委員会を代表して総括的に尋ねし、その後、委員各位の発言を願うこととなします。

ふうに受け取っております。その会には、放送を

よく御有の方々、有識者の方々を外部委員としてお招きしております、そこで自由闊達に意見を交換する勉強会だというふうに私は理解をして

それからその金は出席しましたが、それでたしか第六回目の会だと思います。私どもの編成局長、古川取締役がちょうど当番に当たつておりますして、それでテーマが政治と報道だからちょっとやってくれないかと、いう依頼を受けまして、私は

○石井委員長 証人に申し上げます。時間がかな
り限られておりますので、質問には直接的に簡明
にお答えいただければ大変ありがたいと思いま
す。

次に、質問をいたします。
あなたは、第六回放送番組調査会でどのよつな趣旨の発言をされましたか。

○検証人 調査会の議事録が既に公開されておりますので、あのような趣旨の発言をしたものでございます。

ただ、はつきりとここで申し上げますのは、先ほども申し上げましたように、まあ仲間内の勉強

会でございまして、ああいうような暴言をしたわけでございます。ただ、ここではつきり申し上げ

ますのは、私、選挙中のああいういろいろな政治情勢がございまして、それが選挙後の結果、大体

びつたりと合った。それを見まして、まるで私が頑張ったような、また、テレビが頑張ったよう

な、そんな錯覚に陥りました。ああいうよつた発言をしたわけでございます。

私どもは放送が公正中立であることを放送がそういうものを逸脱したことは全くござい

ません。それははつきりとここで申し上げます。
○石井委員長 報道の基本的な姿勢についてお伺
いをいたします。

テレビ朝日においては、表現の自由、報道の自由と政治的公平、公正との関係について、どのような方針のもとに番組の制作を行っておられますか。

また、第四十回衆議院議員総選挙に関する報道において、テレビ朝日はどのような姿勢で報道されておりますか。

れましたか。報道局長という立場にあつたあなた自身はどのような姿勢で臨まれたのですか。

○権証人 テレビ朝日は、公正な報道、政治的に中立な報道を行うということを前提にして免許を得ていただいているわけでございます。そういう意味で、テレビ朝日がその大原則をたがえて放送する所にはございませんか。

ということはございません。それはテレビ朝日の番組制作基準にもきちんと書かれていることでございまして、テレビ朝日の社員は社に入つたときからそういうことを徹底的にたたき込まれております。

そういう意味で、今回の衆議院選挙の選舉報道に際しましても、その大原則を曲げて放送をしないことはございません。それから、それを曲げて放送するようとにかく、そういうような指示を報道局に送したことは全くございません。また、番組を作成するシステムからも、そういうことはないであります。

それから、今回の選舉報道に際しまして、もちろん、公平、中立であることを大原則にきちんと正確に敏速に報道を行おうということは、私は報道局員に対して申し上げました。それ以外のことは何も申し上げておりません。

したがつて、あの議事録に書かれておりますように、例えば、五五年体制を突き崩すためにテレビ朝日はやつたとか、反自民党政権をつくるために選挙報道を行つたとかという、そういうようなふうな言い方は、先ほども申し上げましたように、現実が、そういう現実が起こりまして、それを見て結果的に、まるで自分の手柄であるかのごとく発言をしました、明らかなフライングな発言でございます。テレビ朝日が一部の政党それから一部のグループを当選させるよう目的で、今回の選挙報道

○検証人 委員長が今御指摘いたきましたように、民間放送連盟の放送調査会という内輪の会合であれ、私の発言は極めて不用意、不適切でありまして、そういう意味合いで本当に恥ずかしく思っております。心からおわびを申し上げたいと思います。

何度も申し上げますように、私どもは、今度の選舉報道に際しまして、公正、中立であることを旨とし、偏向的な報道は全く行つてはおりませぬ

今回のあなたの発言によつて、いろいろな影響が生じることが考えられます。例えば表現の自由、報道の自由が制約されるきっかけとならないか、あるいはその反面、テレビ放送の政治的公平、公正に対する国民の信頼性が損なわれたのではないかなどの意見も聞かれます。また、今回のあなたの発言は、日本民間放送連盟内部の会合になされたものとはいえ、報道関係者としてやや言ひ過ぎの面があつたのではないかとも思われます。これらについて、あなたの率直なひとつ考え方をお述べください。

○検証人 公選法の規定及び放送法の規定は、先ほどから何度も繰り返して申し上げておりますよう、よく熟知しております。そういうものを守らない限り報道の自由ということはあり得ないわけでございまして、そういうことは、私、三十三年放送人として勤めているわけでございますが、片時も忘れたことはございません。

○石井委員長 それでは、私の最後の質問を申し上げます。今回は少し角度が変わつておりますけれども、よく聞いてお答えください。

この問題は非常にデリケートな問題でございまして、この数日のいろいろな報道を見ておられても、いろんなお考えがおありであることは、私も、報道どももよく承知をいたしております。私も、報道の自由の侵害にわたらないように、自重自戒をして質問をいたしたいと思っておりますので、どうぞ椿さん、リラックスして御質問にお答えいただきたいと思うのです。

椿證人に、きょうは衆議院としての調査に御協力をいただきまして、まず心から御礼を申し上げたいと思います。

今回のこの椿さんに証人で来ていただきましたのは、今も委員長からいろいろお話をございましてたけれども、過日の椿さんの御発言等から、公職選挙法あるいは放送法、私どもが理解しております点から見ますと、いろいろこれは調査すべき問題があるのではないか、こういうことで、全会一致の結論によりまして、おいでをいただいたもの

次に、発言の申し出がありますので、順次これ
を許します。谷垣禎一君。

たが、何度も申し上げますか、テレビ朝日に政治的に公正、中立な放送を行ってまいりました。それは自信を持って申し上げることができます。それから、私の発言が、私の先輩たちが嘗々としてつくり上げました日本のジャーナリズムのよき伝統に悪い影響を及ぼさないことを、心から祈急するものであります。それと同時に、今回の私の発言で、報道の自由に対し不当な介入が行われないことを、心から期待するものであります。

○石井委員長　以上をもって私からお尋ねするところは終わりました。

ただ、私の発言が、何といいますか、放送の放送に関して信頼性を損なわれるような事態が起きましたことは、本当に心から反省をしております。

○椿説人 秋は、當時は日本教育テレビと申しておりましたが、昭和三十五年に入社いたしました。それで、ごくほんの一部の期間を除きましたが、ほとんど報道の現場で仕事をしてまいりました。

前置きはそのぐらいにいたしまして、椿さんに対する御質問に入らせていただきますが、椿さんの、今委員長から御質問いただいたほかに、今のテレビ朝日、正式には全国朝日放送と、こう言うのだと思いますが、御入社時は日本教育テレビという名前だったと理解をしておりますが、御入社以来の簡単な御経歴、それから最近の従事なさつた職名と申しますか、そういうものをおっしゃつていただきたいと思います。

ただ、私が残念に思っておりますのは、この問題は非常に多面的な複雑な問題でござりますので、私どもにおきましても、一面的な扱いではなくて多面的な掘り下げが要する問題でございます。そういう意味合いからいたしますと、今回質問するのは、今委員長質問がございましたけれども、私ども自民党と共産党だけ、野党だけが御質問をするというふことになつておりますが、できれば与党各党にもお出をいただきて、多面的な分析をしていただきたかった。その点では残念だと思つてゐるわけでございます。

椿さんは、議院証言法についていろいろな御見解をお持ちである、よく御承知であるというふうに私ども理解をいたしております。ですから、今さら私が申し上げる必要はないと思いますが、この質問は椿さんを糾弾したり、あるいは追及したり、こういうつもりで行うものはございません。椿さんが報道人として御経験になつたことを伺いたい、こういうつもりで私は質問をさせていただきたいたいと思っております。

てまいりまして、報道局次長それから報道局長でございます。

報道局長になりましたのは平成元年の六月でございます。それで、昨年の秋から報道局それから国際局の分担というのを命ぜられまして、報道局長の今までそういう仕事をいたしました。それで、今月の十九日にテレビ朝日の取締役を辞したわけでございます。

○谷垣委員 そろそろと、椿さんほとんど報道の分野を担当されてこられた。平成五年からは報道局長になり、それから取締役としても平成五年から国際局、報道局の担当であった。

こういうふうに理解してよろしいわけですね。○椿証人 平成元年の六月に報道局長になりました。それで、取締役になりましたのは平成五年の六月でございます。ただ、去年の平成四年の秋から報道局長の今まで報道局及び国際局の分担を仰せつかっております。そういうことでございました。

○谷垣委員 そこで、報道局長としてのどういう分野の仕事を、報道局長の職掌というものをごく簡単に御説明いただけますか。

○椿証人 報道局長の職制といいますのは、私どもの会社の規則によりますと、行政的には、報道局員を指揮命令して、報道番組をつくっていく、その責任を持つという形になつております。

○谷垣委員 報道局で所管しておられる番組、これはたくさんあると思うのですが、あの議事録を読みますと、特に「ニュースステーション」、久米さんとかあるいは田原さんのお名前が出ますが、そのあたり、どういう番組が報道局の主要な番組であるのか、お答えいただきたいと思います。

○椿証人 報道局が持つておられます番組は、日常的なニュース、もちろん「ニュースステーション」もそれはニュースでございますから、報道局の所管の番組でございます。それから、例えば今までの選挙放送に際しまして、私ども「選挙ステー

ション」という番組をつくったわけですが、それは報道局所管の番組でございます。それからもう一つ、月一回やつております田原總一朗さんが司会をやります「朝まで生テレビ」という番組は、報道局の番組でございます。

ただ、田原さんがよく、非常に今問題になつております、田原さんが司会をやつております「サンデープロジェクト」という日曜日の番組は、報道局の番組ではなく、情報局の番組でございます。

○谷垣委員 そういうニュース、あるいは「ニュースステーション」、報道局所管の番組でいろいろキヤスターとかコメンテーターがおられます、そういうのを選択するのは、報道局の中ではどういう段階で選択されるのでしょうか。

○椿証人 報道局の日常のルーチンといいますか、毎日いろいろな放送を出していく、番組をつくっていくというのは、報道局長の下に報道センター長がおりまして、その下に編集担当の部長がおりまして、それから各種のデスク、それから番組の担当プロデューサー、そういう者がおります。日常的には、すべてそこで行われるわけであります。

○谷垣委員 そういう選択、まあ日常的にはいろいろなレベルのところで決められるのでしょうかが、決裁というと、椿さん、報道局長のところで最終的な決裁ということになるのでしょうか。

○椿証人 行政的には、報道局長が報道局員を指揮監督していくわけでございますから、行政的といいますか、建前といいますか、そういうものは今谷垣委員がおつしやつたとおりでございます。

ただ、そういうものを、そういう際に報道局長が口を入れるとか、そういうことは、私四年余り局長をやっておりましたが、記憶にございません。ほとんどございません。

○椿証人 報道局が持つておられます番組は、日常的なニュース、もちろん「ニュースステーション」もそれはニュースでございますから、報道局の所管の番組でございます。それから、例えれば今までの選挙放送に際しまして、私ども「選挙ステー

ション」という番組をつくつたわけですが、それ

は報道局所管の番組でございます。それからもう一つ、月一回やつております田原總一朗さんが司会をやります「朝まで生テレビ」という番組は、報道局の番組でございます。

ただ、田原さんがよく、非常に今問題になつております、田原さんが司会をやつております「サンデープロジェクト」という日曜日の番組は、報道局の番組ではなく、情報局の番組でございます。

○谷垣委員 ちょっと先ほど所管の番組で聞き忘れたのですが、いろいろ特番というのを組むと思うのですね、いろんな、何というか、イベントがあつたり事件がありますときは。例えばこの間の総選挙の際には、局長のもとで何か特別番組、特別企画みたいなものはございましたか。

○椿証人 選挙放送期間中の特別番組といいますのは、開票当日の午後六時からスタートしました「選挙ステーション」、それから翌日のたしか夕方の七時半からだと思いますが、田原總一朗、激論、日本の政治はどうなるかという、たしかあれは一時間半の特別番組だったと思いますが、その二つは選挙期間中、報道局が制作した番組であります。

○谷垣委員 あなたは、九月二十一日の放送番組調査会にお出になつた。先ほど、この放送番組調査会の性格については委員長の御質問のお答えになつて、民放主要局が集まつて、自由な立場で議論する会だと。個人の考え方で自分の考えを発表する場で、外部に公示されないというふうに理解しておられる、こういうことでしたね。

私は、これはあなたと議論する場ではないので余りあれですが、私の認識とは非常に違うんです。私は、この民放の番組調査会というのは、やらせ問題を契機にして、民間放送連盟でやはりしっかりと自浄作用をしなきゃいけない、こういうことでおつくりになつた、そういう委員会だと理解しております。民放各社が、編成責任者がお集ま

ています。

○谷垣委員 あなたのおつくりになつて、所管している番組には、いろいろ人気番組があるわけですが、責任者として自分の番組、これはかな

ところにもお送りいたしておりますが、いつもお送りいたしておりますが、いつでも、責任者として自分の番組、これはかな

ところにお送りいたいるわけですね。その中身は、どういたしますと、民放連の立場としては、私

は、この会はきちっと中で民放の自律的な作用をしてやっているんだ、その中身は決して内部でビデオを含めて、私が所管をしている番組は全部

見ております。

○椿証人 報道局の番組は、もちろん時間的な関係で生で見ることができないことはありますが、

いろいろなところにお送りいたいるところがござりますが、大体どのぐら

うのです。

○椿証人 民放連の番組調査会がきました経緯は、今谷垣委員がおっしゃられたとおりだと私も

お伺いいたします。

ただ、私の認識では、調査会はあくまで内部の勉強会でございまして、そこで自由に意見を出し、自由に討議し、また自由に提言して、放送番組の向上に資すると、そういう目的であるというふうに私は理解をしておりました。理解をしており

ます。

もちろん、今谷垣委員がおっしゃいましたように、番組調査会の要録というのが出ておりま

で、それは私拝見しております。

○谷垣委員 認識の違いをこれ、押し問答しても仕方がないと思いますが、ここで申し上げておきたいことは、先日、当委員会におきまして、郵政大臣の御答弁も、民放連としてはきちっと決議をしたオフィシャルなものだという御答弁がございましたので、これは申し上げておきます。

そこで、御発言になつたことは議事録に出ているおりだと、こういうことでございましたね。それで、一つ伺いますが、これ、最初は記録が

あるのかどうかというふうなことが随分議論になつたよう承知をしております。椿さんがこの会議でのテーブル、記録というものがあるというこ

とをお知りになつたのはいつですか。

○椿証人 テーブルがあるということは、私は知り

ませんでした。それから、それは当然、調査会でございましてから、何か記録をおつくりになるといたいのは、それは当然でございまして、そういう意味で記録があるだらうということはもちらん知ております。

取る視聴者はそれをはっきりと見てきたわけなんですね。
こういうふうにおっしゃっているのですね。
それから、もう少し先の方になりますが、やつぱり我が党の梶山さん、佐藤孝行さんを取り上げまして、こう言つておられるのですね。

○谷垣委員 不用意かどうか伺つてはいるのではなしに、そういう認識を持つておられるかどうかといふことを聞いているのです、私は。お答えください。

すのは、そういう映像を、私の局テレビ朝日だけではなしに、NHKも含めまして、すべての放送局があの時期テレビの画面でばんばんばん出たわけでございますが、その映像を見て、私はそういうふうな印象を持った、そういうふうに感じた、そういうことをあの調査会で申し上げたわけ

というのは、これは報道等で承知をしているだけです。自分がみずから体験したわけではありませんが、これは権さんに申し上げることではな
いかもしませんが、非常に遺憾に思つておりません。初めはないとおつしやつた。それで、民放連の大会で、ある、こう御発言された方があつて
出てくることになった。その民放連ではどうおつしやつているかというと、これは報道の自由に亘
するおそれがあるから出さない、うそをついたの
だ、こういうことがありますが、私は、言論人であつて
あるならば、報道の自由に関係があるから出せないの
が、こういうふうにはつきりおつしやればいいの
だと思つたのですね。それをやはり言論人でありた
のは私は甚だ遺憾だと思つております。これは権さん
さんに申し上げることではありませんが、一言書
し上げさせていただきたいと思います。

それは皆さまもご覧になつていてそういう印象を持たれたと思うんですが、例えば、細川さんもお駒様みたいに駕湯と悠然たる風格があるし、羽田さんは政治改革一本やりできわめて誠実で面白い印象があるし、武村さんはムーミンパパでどれも明るくて、なんか弱々しいけれどもウソはつかないし、きわめてフェーバブルな好ましい印象をみんなが持つたと思うんで

すべてのテレビ局がいろいろな映像を出してゐるわけなんですが、その映像を見て、そういうようないい印象を持つたということを私はあの調査会で由し上げたことは、それは記録にあるとおりでござります。

○谷垣委員 こういう御発言はなさつてゐるわけですね。

それで、今は持つていないとおっしゃるけれども、それではちょっと聞き方を変えます。

○谷垣委員 私は、今の御認識は少し違うのじやないかと思うのですよ。まず、私たちはそういう映像を送り出すことができたということを随所に言つておられる。あなたのこの委員会の発言のボイントは、あなたのテレビ朝日がそういう映像を送り出し、そうして政治を変えていった、それが誇らしい、だからそれが田原政権と言われるのは久米連立政権だと言われて、あなたは誇るといふべき立場でござります。

の大会で、ある、こう御発言された方があって
出てくることになった。その民放連ではどうおっしゃっているかというと、これは報道の自由に可
するおそれがあるから出さない、うそをついた
だ、こういうことありますか、私は、言論人であ
るならば、報道の自由に関係があるから出せた
い、こういうふうにはっきりおっしゃればいいの
だと思うのですね。それをやはり言論人でありた
がら、ないとうそをつく、このよくな対応とい
うのは私は甚だ遺憾だと思っております。これは椿
さんに申し上げることではありませんが、一言中
止上げさせていただきたいと思います。

そこで、椿さんの御発言、いろんなことをおっ
しゃっておるので、さつきは、いさきかまあ済
脱したという御発言があるのでけれども、中東
に即してます御質問したいと思うのですが、例へ
ばこういうことをおっしゃっているのですね。

し、羽田さんは政治改革一本やりできわめて誠実で面白い印象があるし、武村さんはムーミンパパで、どれも明るくて、なんか弱々しいけれどもウソはつかないし、きわめてフェーバブルな好ましい印象をみんなが持つたと思うんです。

ところが、自民党的梶山静六および佐藤孝行に代表される連中のイメージというのは、それは料亭であり、カネであり、なれ合いであり、談合であり、恫喝だったと僕は思うんで、どちらがいいか、どちらに軍配を上げるかは僕はやはり自明ではなかつたかというふうに判断しています。

こうおっしゃっているのですけれども、私は、これはなかなか相当な御発言なさっていると思うのですよ。そこで、椿さん、個人的に佐藤孝行さぬなり梶山静六さんなりにお会いになつたことあるのかどうか、御存じかどうか伺いたいと思います。

○谷垣委員 こういう御発言はなさつてあるわけですね。
それで、今は持つていないとおっしゃるけれども、それではちょっと聞き方を変えます。椿さんが御指摘になつてゐる佐藤さんと梶山さんが顔を寄せて話し合つてゐるツーショットといふのは、お二人は何を話しておられる映像ですか。
○椿証人 このような場面を指して言つてゐるのかとか、そういうようなことは今定かには覚えておりませんが、例えば、選挙の開票速報をやつておりまして、自民党本部で幹事長と総務会長が座つていらつしやる、それから、選挙が終わりました後の中間議員総会で壇上に梶山さんと佐藤さんが座つていらつしやる、そういうふうな映像はテレビで何度も出たわけでございますから、その映像を頭に置いて私は申し上げたのだと思います。

映像を送り出すことができたということを随所に言つておられる。あなたのこの委員会の発言のボイントは、あなたのテレビ朝日がそういう映像のボイントを出し、そして政治を変えていった、そのことが誇らしい、だからそれが田原政権と言わわれるのは久米連立政権だと言われて、あなたは誇りに思うとおっしゃっているというのは、すべてでこのテレビ局がなんということで責任転嫁をしていただきたいと思うのですよ、私は。

私は一番危惧をいたしますのは、今のあなたの御発言でもはつきりいたしておりますように、具体的な事実と関係なくイメージを送つて、あるメッセージなり情報を有権者に伝えていく、私はそこに基本的な考え方違ひがあるのじゃないかとう考えを捨て切れないのですね。どうしてもそれを基本的に違うと思うのです。やはり報道といふのは、これは長い間報道に携わられたあなたには、これは申し上げるのはもう僭越ですけれども、報道というのは事実を伝えることなんじやないでしようか。しかし、あなたのお話を伺うと

それはしましても、その自民党的守口派とう方々のズレと言いますか、バカさ加減といふのはあきれ返るほど嬉しかったことは事実ないです。

例えば、梶山幹事長と佐藤孝行総務会長が並んで座つていまして、何かヒソヒソと額を寄て話しているとか薄笑いを浮かべている映像見てますと、まだ、あの時代劇の悪徳代理と、それを操っている腹黒い商人そのままでですね。そういうものをやはりわれわれは家に送り出すことが出来たし、茶の間一般の受

○椿 証人 梶山さん 佐藤幸行さんには 例えに
者会見の場とか、それから国会でとか、そういう場でお会いしたことはございます。
○谷垣 委員 そういうときにお会いになつてやつぱり悪徳代官面とか悪代官風というふうに御認識だったでしょうか。
○椿 証人 まあ、梶山さんそれから佐藤幸行に關する私の発言といいますか、私の受け取つた気持ちといいますか、それは公党の最高首脳の方々に対しても極めて不用意な、不注意な考え方だと、そういうように思ひます。

○谷垣委員 そうしますと、あなたのおっしゃっていることは、具体的に梶山さんと佐藤さんがどういうことを話しておられる、その場でどういふことをやつておられるということと切り離して要するに、無関係に一つのイメージを伝えるたまに映像を使った、こうおっしゃつてはいるのですか。

○椿証人 私がそういう映像を意図して使つか、そういうことを指示したことはありません。はつきり申しまして、私が今申し上げております

○椿証人 テレビ朝日だけがあの時期あいううつ
像をすぐれて出したとは私は思いません。何度よ
り申し上げますように、ああいう映像を私どもや
りテレビに乗せて、それは今谷垣委員がおっし
いますように、それが意図的なメッセージにな
たとかメッセージを意図したとか、そういうこ
は全くございません。ただ、現実起こっておりま
るイメージを国民に伝えるのが放送だと思つてお
られるんじゃないでしょうか。私、そこを伺いたい
と思います。

すそういう事象をテレビのカメラが撮りまして、それを視聴者に提供したということをございます。そこにテレビ局の意図的な考え方とか意図的な操作とか、そういうものは全くございません。

○谷垣委員 まあ、そのあたりをこう押し問答しても仕方がありませんが、私が指摘をしておきたのは、やはり事実の報道と離れたイメージを国民に伝えることによっていろいろな情報操作をしようと世間では言うんだと思うんですね。このことだけは指摘しておきたいと思います。

次に、こういうことを言っておられるんですね。

そういう意味で私どもは、はつきり言いまして私、「私と」と言つたほうがいいかもわからないんですけど、「今度の選挙は、やっぱし梶山幹事長が率いる自民党を敗北させないとこれはいけませんな」ということを、ほんとに冗談なしで局内で話し合つたというのがあるんです。もちろんこういうことは編成局長には申し上げてはありません。これは放送の公正さをきわめて逸脱する行為でございまして。(笑)

その後にこう言つております。ただ、私どもがすべてのニュースとか選挙放送を通じて、やっぱしその五五年体制というものを今度は絶対突き崩さないとだめなんだというふうに決して今度の選挙報道に当たつたことは確かなことなんです。こうおっしゃっています。これは事実ですね。こうおっしゃつたんですね。

○椿証人 議事録に書かれておるわけでございますから、私はそのように発言したのだと思います。ただ、先ほどから何度も申し上げてありますように、私の真意はそれとは違うということを申しました。

○谷垣委員 いや、こういう発言をされたかどうか

かを伺っているんで、それは発言されたと今御答弁がありましたから、それで結構です。

そこで、ここで「編成局長には申し上げては

おりません」と御発言されておりますね。これは、そういう御発言があつたということですが、

○椿証人 編成局長には申し上げてないとこの意味をおっしゃってください。

○椿証人 編成局長に申し上げてないと申しますが、

○椿証人 私の発言が余りにも荒唐無稽な墨言

でございますから、そんなことでテレビ朝日が行

われているわけじゃないから、そういう

意味で、全く恥ずかしい話で、編成局長には申し上げていなかつたというふうにその場で発言をし

たのだと思います。

○谷垣委員 御自分で荒唐無稽と、こうおっしゃられる、本当は話の接続がなくなるんです。

私は、もう少しこういう責任ある場でおつ

しゃつたことを荒唐無稽とおっしゃることは私ど

うしても納得いかないんです。そこまでおのれを

むなしゅうされることは私はないと思うんです

よ。まあ、まあいいでしよう。

○椿証人 編成局長にお名前が出てくるんでどうか。編成局長というのはどういうことをおやりになるんで

すよ。まあ、まあいいでしよう。

○椿証人 じゃ、その編成局に、荒唐無稽だから編成局長におっしゃらなかつたと申しますが、なぜそこで

編成局長のお名前が出てくるんでしようか。編成

局長というのはどういうことをおやりになるんで

すよ。まあ、まあいいでしよう。

○椿証人 ただ、その場で発言しましたのは、そういう趣旨の

発言を申し上げたことでござります。

○椿証人 今私が引用した御発言と似たような

ことをもう一ヵ所あなたはおっしゃつてあるんで

すよね。こうおっしゃつてあるんです。

○椿証人 これはきわめて、——これはあんまり編成局長には私、申し上げてなかつたんですが、——

六月の終わりの時点から私どもの報道は、「小

沢一郎氏のけじめを殊更に追及する必要はない」と、これは編成局長の役割ですね。

○椿証人 私の認識では、報道局長というのは現場の長でございまして、はつきり言いますが、工場の工場長みたいなものでございます。そういう

手助けになるような報道をしようではない

か」というような、——指示ではもちろんない

なんでもよいから反自民の連立政権を成立させ

る手助けになるような報道をしようではない

か」という

しかし、まあ、さつきからそうやって荒唐無稽だとおっしゃっているから、私、もう少し別な聞き方をいたします。

○ 檜 証 人　具体的な名前をこの場で申し上げることとは差し控えさせていただきます。
この中で、「そういうような考え方を報道部の政経のデスクとか編集担当者とも話をしまして、そういう形で私どもの報道はまとめていた」、「おおっしゃっている。「報道部の政経のデスクとか編集担当者」というのはどなたですか。具体的に名前を挙げてください。

○権証人 あの当時の政治
れば、それは自民党が非自
う、ほとんどそういうよう
ほどの有権者が私は持
そういうものは、その当時
持つておりました。ただ、
おりましても、それを具体
映しなさいとか、そういう
ざいません。（発言する者を

状況が、実際選挙をや
民勢力に負けるである
な政治状況を、やはり
ついたと思います。
私はそういう認識は
そういう認識を持つて
的に、例えば番組に反
ようなことは絶対にご
りり)

いうような意見交換したとおっしゃるけれども、日本の組織ではそういうものを指示というんじゃないかと私は理解しますね。

だから、あなたはやっぱりそういうお考えを、いろんな形で指示していたんじゃないかな、私はそういうふうにあなたのお話を聞いて印象を受けました。

○谷垣委員 私が今、私もいつも「ニユースステーション」見てるわけではありませんので、たまたま私がそのとき気になつてメモしたことを申し上げたわけです。くしくもあなたがこの中でおっしゃつているあなたの考え方、あなたはそれは荒唐無稽だとおっしゃつているけれども、それがまあいわば象徴のようになつて和田さんの発言にあらわれているんじやないかなと、私この議事録を読んで思つた。その一つの例としてお話を申し上げたわけなんです。

ただ、何度も申し上げましたが、自由な立場で、その当時の政治情勢ですね、例えば、このまま選挙をやれば反自民勢力が自民党よりも数が大きくなるんじゃないか、そういうような政治の状況というものを私どもは話をいたしました。それは、その時期そういうような話は、新聞社の編集局でも、テレビ局の報道局でも、当然行われていた議論だと私は思います。それはテレビ朝日の報道局においても例外ではないということを申し上げたわけでございます。

経部のデスクでもありますし、それから若い局の同僚ともそういうような話はいたします。それは当然、報道局長としての、私は、自身、任務であるというふうに理解をしております。

○谷垣委員 椿さん、あなた、局の中で、当然上司として指示をお出しになることはあると思うんですよ。そういうときに、どういう形でお出しになりますか。これはおれからの指示だとおっしゃるのですか。それとも、命令書みたいなものをお出しになるのですか。お答えください。

○石井委員長 権限人に申し上げます
質問に對して、できるだけ直接的にお答えいた
だきたいと思います。

○権証人 文書で指示を出したことは、私、四年
ただきたいと存じます。

間余りの報道局長をやっている時代には、全くございません。

司が指示を出すとき、命令書を出したり、これは命令だなんていう、日本の組織で普通そういうことはないと思うんですね。やっぱり部下に、

ちよつとおれはこう思うぞとが、いろいろ大体こういう判断でいつたらどうだとか、ディスクансーションしたりして、何となく上司の判断が伝わつていくというのが普通じやないかと思うんですね。

だから、私、先ほど指示はしていないと、そう

う議論でいくといたしますと、私は、これはやつぱりテレビ朝日は相当な、中での実態解明の努力をされなきやいけないと思います。

なぜかと申しますと、新聞や雑誌ですと、御発言の内容は後々まで我々調べて、こういうことを言つたじやないかとか、これはおかしいよということが言えるわけあります。ところがテレビで

すと、今たまたま私がメモした例を申し上げましたけれども、電波は流れてしまう。ビデオを撮つて監視している人なんて余りいないんですね。残念ながら、自由民主党、資料を探しましたがほとんどありません。自由民主党はそんな恐ろしい組織じゃありません。「ニュースステーション」の番組を逐一撮つて後から問題にしよう、こんな組織は恐らく日本の国家組織にもないと思います。

されど、私は恐ろしい組織だと思うんです。これは極めて私は恐ろしい組織だと思うんで

す。
それが本当の意味ででき切るのは、こういう問題があつて、本当にテレビ朝日の報道が不偏不党である、公正であるということをきちっと立証できるのは、その番組をきちっとしているテレビ朝日しか私はないと思います。外から手を入れない

で、内部でやろうと思つたら、それは私はテレビ朝日はきつちりやつていただかなきやならないと思ひます。

これはあなた、椿さんに申し上げることではないですが、要するに、今内部でいろいろ調査会である、公正であるということをきちっと立証できるのは、その番組をきちっとしているテレビ朝日しか私はないと思います。外から手を入れないで、内部でやろうと思つたら、それは私はテレビ

朝日はきつちりやつていただかなきやならないと

思ひます。

これはあなた、椿さんに申し上げることではないですが、要するに、今内部でいろいろ調査会をやつておられる。この間、中間報告をなさつた。私は、極めて短い時間で結論を、中間報告も出されていると思うんですね。かつて朝日新聞に人が、相当中で厳しい調査をされたというふつに理解しております。それは立派な努力だと思うんです。

私は、マスコミが自淨努力ということをおしゃるなんなら、テレビ朝日もぜひひそひそいうき

ちつと検討をされまして、外部の者にもこれは公正だつたという結論がはつきりわかるような、まことにかと申しますと、新聞や雑誌ですと、御発言の内容は後々まで我々調べて、こういうことを言つたじやないかとか、これはおかしいよということが言えるわけあります。ところがテレビで

すと、今たまたま私がメモした例を申し上げましたけれども、電波は流れてしまう。ビデオを撮つて監視している人なんて余りいないんですね。残念ながら、自由民主党、資料を探しましたがほとんどの組織じゃありません。「ニュースステーション」の番組を逐一撮つて後から問題にしよう、こんな組織は恐らく日本の国家組織にもないと思います。

されど、私は恐ろしい組織だと思うんです。これは極めて私は恐ろしい組織だと思うんで

す。
それが本当の意味ででき切るのは、こういう問題があつて、本当にテレビ朝日の報道が不偏不党である、公正であるということをきちっと立証できるのは、その番組をきちっとしているテレビ朝日しか私はないと思います。外から手を入れないで、内部でやろうと思つたら、それは私はテレビ

朝日はきつちりやつていただかなきやならないと

思ひます。

これはあなた、椿さんに申し上げることではないですが、要するに、今内部でいろいろ調査会をやつておられる。この間、中間報告をなさつた。私は、極めて短い時間で結論を、中間報告も出されていると思うんですね。かつて朝日新聞に人が、相当中で厳しい調査をされたというふつに理解しております。それは立派な努力だと思うんです。

私は、マスコミが自淨努力ということをおしゃるなんなら、テレビ朝日もぜひひそひそいうき

の、これは委員各位全部お持ちであります十二ページの、先ほど谷垣委員がお触れになつた「今度の選挙は、やつぱり梶山幹事長が率いる自民党を敗北させないと云いません」、こういう考え方には、この放送法の三条の二に違反すると、こうお考えになりませんか。どうでしょ。

○権証人 そのとおりであれば、それは、そのとおりやれば、それは違反でございます。

○町村委員 ここは意図と現実の報道がどうであります。私、自由民主党の町村信孝と申します。

ただいま同僚の谷垣委員からいろいろな角度からのお尋ねがありましたから、私はひとつ、報道の公正とは何かという点にある程度絞つてお伺いをしたいと思います。

あなたは先般のこの放送番組調査会で、公正であることをタブーとして挑戦していくと、こつ発言をしておられます。このことをお認めになり

ますね。

あなたは先般のこの放送番組調査会で、公正であることをタブーとして挑戦していくと、こつ発言をしておられます。このことをお認めになり

ますね。

放送法、もう駆けりに説法でよく御承知でしょ。第一条には、左に掲げる原則に従つて放送を規律し、健全な發展を図る、こう書いてあります。

放送法、もう駆けりに説法でよく御承知でしょ。そして、この左に掲げる目的、原則の一つに

「放送の不偏不党」ということが書いてあります。次に、放送法第三条の二、「国内放送の放送番組の編集、これに当たっては、四つ書いてあります。

放送法、もう駆けりに説法でよく御承知でしょ。そして、この左に掲げる目的、原則の一つに

「放送の不偏不党」ということが書いてあります。次に、放送法第三条の二、「国内放送の放送番組の編集、これに当たっては、四つ書いてあります。

放送法、もう駆けりに説法でよく御承知でしょ。そして、この左に掲げる目的、原則の一つに

「放送の不偏不党」ということが書いてあります。

は、あなたがそういう考えで、しかも、話し合つた、ディレクターあるいは担当デスクと話し合つたということは、ただ単に心のうちでひそかに思つていたということだけではなくて、監督者である責任者であるあなたの意図がいろいろな話をして、私の質問を終わります。

○石井委員長 これにて谷垣君の発言は終了いたしました。

次に、町村信孝君。

○町村委員 横証人、どうも御苦労さまでござります。私は、自由民主党の町村信孝と申します。

ただいま同僚の谷垣委員からいろいろな角度からのお尋ねがありましたから、私はひとつ、報道の公正とは何かという点にある程度絞つてお伺いをしたいと思います。

あなたは先般のこの放送番組調査会で、公正であることをタブーとして挑戦していくと、こつ発言をしておられます。このことをお認めになり

ますね。

あなたは先般のこの放送番組調査会で、公正であることをタブーとして挑戦していくと、こつ発言をしておられます。このことをお認めになり

ますね。

放送法、もう駆けりに説法でよく御承知でしょ。そして、この左に掲げる目的、原則の一つに

「放送の不偏不党」ということが書いてあります。それを例えれば局員に対しても指示、示唆したこととは全くございません。

それから、テレビ朝日の組織というのは二百五人のプロの集団でございまして、例えば、もし仮に局長がそういうような不規則な発言をいたしました、局員全体は公正、中立な放送を行つといふことを前提に日夜研さんしているわけでござります。それを例えれば局員に対しても指示、示唆したこととは全くございません。

五人のプロの集団でございまして、例えば、もし仮に局長がそういうような不規則な発言をいたしました、局員全体は公正、中立な放送を行つといふことを前提に日夜研さんしているわけでござります。それを例えれば局員に対しても指示、示唆したこととは全くございません。

五人のプロの集団でございまして、例えば、もし仮に局長がそういうような不規則な発言をいたしました、局員全体は公正、中立な放送を行つといふことを前提に日夜研さんしているわけでござります。それを例えれば局員に対しても指示、示唆したこととは全くございません。

五人のプロの集団でございまして、例えば、もし仮に局長がそういうような不規則な発言をいたしました、局員全体は公正、中立な放送を行つといふことを前提に日夜研さんしているわけでござります。それを例えれば局員に対しても指示、示唆したこととは全くございません。

方々の当選はテレビのおかげです、新党、さきがけ、新生党、三つ合わせて社会党を上回る勢力に、なったのも、これもテレビ報道の結果だと思います、こうおっしゃっておられる。これは例えればテレビ朝日のつくっている、あなたの番組のどの番組で、あなたの番組、テレビというのと、あなたがおっしゃっておられる。これは例えればテレビ朝日のつくっている、あなたの番組のどの番組のどの番組のおかげですか。

○ 権証人 私どものテレビのどの番組のおかげか、それは定かにわかりません。

ただ、はつきりと申し上げましたように、私のこの発言をしましたのは、たしか事前に何か雑誌か何かの記事を読んでまして、それが頭に入つていたことを一般的に申し上げた次第であります。

○ 町村委員 このことは公職選挙法第百五十一条の三、第五十一条の五、先ほどあなたはよく知っていると、こうおっしゃいました。テレビによつて当選をした、テレビが当選をさせたということになりますと、これはやはり公選法違反のおそれがある。

しかし、あなたはどの番組と特定できないとおっしゃった。しかし、こう発言するからには、

彼らの当選はテレビのおかげです、こう自信を持つて発言をされる以上は、やはり自分の番組のあそこ、どこそこがということが当然念頭にあります。

テレビ局ならわかるとでもおっしゃるのでしようか。

○ 権証人 四人の方々が当選したのは、それはテレビのおかげであると実際議事録に書かれてあるわけですが、それは選挙が終りました、いろいろな新聞とかいろいろな雑誌とかそういうものに書かれていた記事が頭にあって私は申し上げたものでございます。

○ 町村委員 全部あなたは、御自分のせいではない、よその報道機関が、よそのメディアがと、こうおっしゃって、あなた自身のテレビ朝日でどうこうということを一切おっしゃらないというの

組で、あなたの番組、テレビというのと、あなたがおっしゃっておられる。これは例えればテレビ朝日のつくっている、あなたの番組のどの番組のおかげですか。

○ 権証人 私どものテレビのどの番組のおかげか、それは定かにわかりません。

ただ、はつきりと申し上げましたように、私のこの発言をしましたのは、たしか事前に何か雑誌か何かの記事を読んでまして、それが頭に入つていたことを一般的に申し上げた次第であります。

○ 町村委員 このことは公職選挙法第百五十一条の三、第五十一条の五、先ほどあなたはよく知っていると、こうおっしゃいました。テレビによつて当選をした、テレビが当選をさせたということになりますと、これはやはり公選法違反のおそれがある。

しかし、あなたはどの番組と特定できないとおっしゃった。しかし、こう発言するからには、

彼らの当選はテレビのおかげです、こう自信を持つて発言をされる以上は、やはり自分の番組のあそこ、どこそこがということが当然念頭にあります。

テレビ局ならわかるとでもおっしゃるのでしようか。

○ 権証人 四人の方々が当選したのは、それはテレビのおかげであると実際議事録に書かれてあるわけですが、それは選挙が終りました、いろいろな新聞とかいろいろな雑誌とかそういうものに書かれていた記事が頭にあって私は申し上げたものでございます。

○ 町村委員 全部あなたは、御自分のせいではない、よその報道機関が、よそのメディアがと、こうおっしゃって、あなた自身のテレビ朝日でどうこうということを一切おっしゃらないというの

は、マスコミの方の、報道局長にもおありになる方の発言ともちよつと私には思えませんね。もう一つ、これは二十ページに出ておりますあなたの発言です。私どもは中立な立場で整合性を求め、発言の機会の公平さを重視する、こういう立場はとりません。この発言は、もう一度戻つて、放送法二条の二に違反をすると、こう思いませんか、この考え方そのものはいかがでしようか。

○ 権証人 私、そのくだりは、これからテレビの政治報道はどうあるべきかというところで皆様に問題提起の意味で発言をしたものだというふうに記憶しております。

○ 町村委員 そのいろいろな審議の後にもう一度あなたは発言をしておられます。これは議事録でいうと四十五ページです。「今度の一連の選挙運動報道に関する限り、「われわれはやっぱ五年体制を突き崩さないとダメなんだ」というところに視点を置いてのを作つていつたわけです」こう書いてあります。報道していくということですね。この考え方、この視点そのものは放送法違反にはならないとお考えですか。いかがでしょうか。

○ 権証人 五年体制を突き崩す方向で報道番組をつくれとか、そういうような指示とか示唆をしましたとすれば、それは完全に放送法に違反すると思います。私は、それは示唆しておりません。

○ 町村委員 示唆したかしないかなんてことを、私が聞いておりません。こういう視点を置いて物

をつくつていったわけです。つくつていったといふ過去の事実をあなたはここで話しておられるわけです。報道局長という責任ある立場で報道をつくつていったと明確にここで述べておられるわけですね。この、いつたというこの行動についてあなたは放送法違反だと思いませんか。

○ 権証人 その発言は、先ほどから何度もここで御説明申し上げておりますように、実に不用意な、不適切な発言だと考えております。

○ 町村委員 不適切ではなくて、これはあなたの

本日の考え方だからそろ言われたんでしょう。別に

場所柄をわきまえず不適切だったということでは

ない。私は、もっとあなたが本当のことと語つていただきたい、こう要望いたします。

この後に出てまいります、共産党に時間を与え

るのはフェアではない、自民党から分かれた特定候補に肩入れをする、これがフェアである、小沢一郎氏のけじめについてやらなくとも構わない、何が何でも五年体制を突き崩すよう、そういう報道に視点を置いていこう、これ全部フェアだ、

がこう言つておられるのですよ、私どもは報道局の現

場でみんなと話をして、だからああいう報道に

なったんです。これが放送法違反でなくて一体

何でしようか。今言われた共産党の問題、あるい

は非自民に肩入れをした問題、小沢一郎氏のけじ

めを棚上げにした問題、五年体制を突き崩すよ

うにいこうと言つた問題、これらはいずれも放送

法違反だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○ 権証人 先ほどから何度も何度も申し上げてお

りますように、私の今町村議員が指摘をされまし

た発言は全く不用意な、不適切な、レールを外れ

た発言でござります。そういう意味で、私は、最

初から皆様に御迷惑をおかけしたことをおわびし

ておるわけでござります。

○ 町村委員 国民に向かつてそう言ってあなたは本当にいいんでしょう。しかし、あなたは、

ずっと昔からこういう考え方なんですね。

○ 町村委員 たまたま私は、NHK総合放送文化研究所、昭和五十七年三月二十日発行「テレビ・ジャーナリズムの世界」、あなたが当時テレビ朝日のニュースセンター・チーフプロデューサーのとき、こういう文章を書いておられます。私は、これまで報道したとき、公正であったこと、中立であったことは一度もない、どうしてかというと、公正であらざることはできるとはどうしても思えないからであります。あなたは自信を持ってこう書いておられた。あなたは十年前のこと。どうでしょうか。あな

たはこういうお考えを当時から持っていたからこ

そ、今日この間の番組調査会でもこういう御発言

になつたのと違いますか。これはあなたの個人的

信念なんでしょう。どうぞ信念なら信念だとそつ

おっしゃっていただきたい。

○ 権証人 十年前にNHKの本でどのようなこと

を書いたか、私は記憶はしておりません。

○ 町村委員 たまたま私ども発見をいたしまし

た。しかし、今のあなたのこの発言と全く軌を一

にしているから、たまたま実例で申し上げたわけ

であります。

一、二最後に伺います。

一つは、私は、先ほど監督責任する立場にあ

る、こうおっしゃった。そのことと、例えば十月

十三日テレビ朝日「ニュースステーション」にお

ける久米宏キヤスターの発言、これはあなたの記

者会見後であります。この九年間、私は、テレビ

朝日側から私の発言について、圧力、指導、示

唆などからありました。このことは、監督責任者であ

る、その他一切の行為は私に対してありませんで

した、私の発言は私が考え、私個人が責任を

持つてすべて行っております。大変御立派な発言

をしておられます。このことは、監督責任者であ

る権報道局長、どのように受けとめられますか。

テレビ朝日の、言うならばテレビの編成権といふ

ものを久米さんは否定しておられるのですが、あ

なたはどうお考えでしょうか。

○ 権証人 久米キヤスターの「ニュースステ

ーション」における発言というのは、「ニュース

テーション」がこういうような報道をしていくこ

ういうことは、それは報道局の中で枠組みが決

まつてゐるわけでござりますから、その枠組みか

ら久米キヤスターの発言が逸脱することはありま

せん。

○ 町村委員 ということは、この久米さんの発言

は誤っている、あなたが編成権を持っている、テ

レビ朝日が編成権を持っている、まあある意味で

は当然のことだろうと思うのですが、そういうふ

うに理解していいですね。

○椿証人 町村議員の発言の趣旨が若干わからな

いのでござりますが、

○町村委員 久米さんは、一切私の責任でやつて

いる、こう言っている。一切指示も何にもな

い、こう言っている。これに対して、椿さん、あ

なたは、全部の総責任者だ、監督責任あると、こ

うおっしゃった。一体どっちが、もし問題が起き

たとき、一体これどっちが責任があるんですか。

だれの責任でもないというわけにはまいりません

よ。なぜならば、放送事業者は免許事業者だから

です。免許事業は会社に対して与えられているの

です。免許事業は会社に対して与えられているもの

でもありません。局が責任を持つ、会社、事業者が

が責任を持つはずです。したがって、編成権は事

業者にあるはずなんですね。この久米さんの発言

はおかしいとあなたお思いになりませんか。どう

ですか。

○椿証人 久米さん、久米キヤスターの発言は、テレビ朝日が放送法で言う公正、中立なる報道を行っているわけで、その基本的な枠組みから久米キヤスターの発言が外れるることは絶対にありません。

○椿証人 久米さん、久米キヤスターの発言は、テレビ朝日が放送法で言う公正、中立なる報道を行っているわけで、その基本的な枠組みから久米キヤスターの発言が外れることは絶対にありません。

○椿証人 久米さん、久米キヤスターの発言は、テレビ朝日が放送法で言う公正、中立なる報道を行っているわけで、その基本的な枠組みから久米キヤスターの発言が外れることは絶対にありません。

ておられた非自民政権をつくろうという枠の中でおられたことなど、相当地域で議論でもうしか理解ができないわけあります。法制上そうなっていますから。

なお、余計なことです、一言申し上げますけれども、日本だけですよ、ニュースキヤスターがべらべら自分の意見を言うのは、有名なCBSのダン・ラザー氏は、こう言っているのですね。ニュースキヤスターとして心がなければならぬことは、情報を正直に、できるだけ正確に公正に伝えることです、そこに個人的な意見を差し挟むべきではありません、できるだけ自分の意見は入れない余地などありませんし、また、差し挟むべきではありません、できるだけ自分の意見をよう心がけているのです、だから自分の意見を—これは法律じやありませんよ。法律じやありませんけれども、ニュースキヤスターというのには本来こういうものなんだという、超有名であり、また社会的にも尊敬を集めているダン・ラザーさん、あるいは私の知っているウォルター・クロンカイトさんなど、皆さんそういう言っている個人的な意見を言ってはいけないという法律はないかもしませんが、しかし、そのことは私は日本のテレビ放送のちょっとおかしな点じやないかとこの際あえて申し上げさせていただきます。

それから、もう一点伺いますけれども、例え今あなたは、非民といふものを応援しようといふ考えが個人的にはあったとおっしゃった。それは、消費税なり小選挙区制なりについてあなたはどういうお考えをお持ちで、その方針を局内にお伝えになつたりお話し合いになつたことがあります。

私は、椿さんに、大変駆けに説法で恐縮でありますけれども、やはり大勢の国民は、テレビとい

うものあるいはマスメディアといふものを、公平

だ、中立だ、大部分の方は素直ですから、そ

ういう視点がどうも欠けています。そういう意味で

の放送法違反もまたあるのではないか、こう思

ります。

できたら大分その辺のニュアンスが変わってきたのでどうしたことなのかな、相当内部で議論でもしておられるのかなと、そんな感じもいたしております。

いざにせよ、こういう重要な課題については、私が申し上げるまでもなく、放送法三条の二の四、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」こ

ういう視点がどうも欠けています。そういう意味で

の放送法違反もまたあるのではないか、こう思

ります。

私は、椿さんに、大変駆けに説法で恐縮でありますけれども、やはり大勢の国民は、テレビとい

うものあるいはマスメディアといふものを、公平

だ、中立だ、大部分の方は素直ですから、そ

ういう視点がどうも欠けています。そういう意味で

の放送法違反もまたあるのではないか、こう思

ります。

私がそのように申しましたのは、私が当時考へおりました政治状況が、選挙の結果そういうものになつた、そこで、まるでそれが手柄であるかのように錯覚しまして、メールを外れた暴言をしたわけございます。そういう意味で、私は、私の不運な発言を心から恥ずかしく思いますし、おわびしたいと思います。

○町村委員 最後に一つだけ伺います。小沢氏のけじめ問題を棚上げにすると、こういふ御発言が中にありました。あなたは、小沢さんといつごろから交友が始まり、どのくらい親しくおつき合いをしておられますか。おつき合いをしておられますか。小沢氏のけじめ問題を棚上げにすると、こういふ御発言が中にありました。あなたは、小沢さんといつごろから交友が始まり、どのくらい親しくおつき合いをしておられますか。おつき合いをしておられますか。

○椿証人 私は、椿さんと交友関係は全くございません。一度も個人的にお話をしたことございません。

○椿証人 私は、椿さんと一度も個人的にお話をしました。小沢さんと交友関係は全くございません。一度も個人的にお話をしたことございません。

○椿証人 その期間中、小沢さんと一度も会つたことはございません。

○椿証人 ですが、解散から投票日までの間、それからこの問題が発覚してから本日までの間、小沢さんと会つたことはございませんか。

○椿証人 一度もありませんか。

○椿証人 その期間中、小沢さんと一度も会つたことはございません。

○椿証人 私は、椿さんと一度も個人的にお話をしました。

が、こういう声もあるということだけを指摘をしておきたいと思います。

委員長、私は、この限られた時間の中の質疑ではありますけれども、非常に多くの問題がやはりあつたと思います。やはり民放連も、先ほど谷垣委員が指摘されたように、テープはないといううそをつかれたということは、民放連にも反省をしていただきたい。あるけれども出さないというのがやはり私はジャーナリズムのとるべき態度ではなかつたかな。どうしても出したくないのならそう言つべきであつたと思います。また、テレビ朝日も会社として、先ほど私が累次申し上げましたように、その意図において、放送法なりあるいは公選法なりに違反をしているという疑いが非常にある、こう私は考えております。

の放送ではカットしたということがございます。それに際しまして、共産党の宣伝委員会の方々から抗議を受け、赤旗に大きく書かれたことは記憶しております。その際、私が申し上げましたのは、共産党は野党の統一行動に対しても全く関心を示していらっしゃらない、今のニュースはその野党の共闘がどんなふうに進んでいくかということがニュースであって、そういう意味で共産党をカットしたのであると、そういうような御説明は申し上げた記憶はございます。

以上です。

○矢島委員 あなたの言つていることは、まさに共産党を排除することは杜の方針なんだと言わんばかりの言い方ですね。

というのは、私申し上げます。あなたの方に何回か抗議しているということはあります。もちろん何回かといつよりは、数が多くて全部を時間内に申し上げられるような数ではございませんが、

九三年六月二十七日、昼のニュース、東京都議選の投票風景、ここで各党が出ていますが、不破委員長を排除した。あなたのやったのは、こういう「ニュースステーション」です、あなたが関係した、いわゆる椿前報道局長の答弁というのは、九一年一月二十五日、「ニュースステーション」、日本共産党を除いて、「中東国会第二ラウンドはじまる」、こういう番組をやつたんですよ。そのとき他の党は、委員長、書記長がインタビューを受けていた。あなたは、今後バランスのとれた報道を行うよう注意する、こういう発言をされる。にもかかわらず、その後一連の報道の中で、我が党を除いたり、あるいは公正、公平に反するであろうと思われる報道が次々となされているわけです。

私が言いたいのは、憲法でうたわれているところの言論の、あるいは報道の自由、こういうものは、真実を隠したり、あるいは放送しないという自由ではないということ。つまり、事実を隠していくと、国民を特定の政治目標に誘導するということとして国民を特定の政治目標に誘導するということは、民主主義を否定する放送である。そのことを

あなたはやつたと、こう発言していらっしゃるわけです。まさに、放送の自由どころか、放送の自由に逆行するものだ、私はこのことを指摘しまして、さらに質問したいのですが、時間がありませんので、以上で終わります。

○石井委員長 これにて矢島君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして椿証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

証人には御退席いただいて結構でございます。次回は、明二十六日火曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会